

全軟野連発第 27 号

令和 6 年 1 月 16 日

都道府県支部

理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟

専務理事 小林三郎



少年部(学童・少年)における指名打者制度の導入について (通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、令和 6 年度の少年部各種大会より指名打者制度の導入を行います。なお、導入については、一人でも多くの選手に出場機会を与えるためのルールであるため、「大谷ルール」は採用いたしません。

指名打者ルールの詳細については、後日発刊される 2024 年度版競技者必携内の「指名打者の取り扱い」の項をご覧ください。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

記

■少年部の指名打者制度について

2024 年の少年部(学童・少年)の各種大会より指名打者制度(DH 制)を導入する。

ただし、「大谷ルール」は採用しない。

以上

事務担当者：清野 祐 Tel：03-3404-8831

2024 年競技者必携に掲載される「指名打者の取り扱いについて」の項（一部加工あり）

指名打者の取り扱いについて 5.11(a)(b)

連盟が主催する大会においては、指名打者ルールを使用することができる。

ただし、学童部・少年部は二刀流選手を採用しない。

(1) 指名打者ルールは、次のとおりである。5.11 (a)

- ① チームは、投手に代わって打つ打者(指名打者)を指名することができる。
- ② 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者は、相手チームの先発投手に対して少なくとも1度は、打撃を完了しなければ交代できない。ただし、その先発投手が交代したときは、その必要はない。
- ③ チームは必ずしも指名打者を指名しなくてもよいが、試合前に指名しなかったときは、その試合で指名打者を使うことはできない。
- ④ 指名打者に代えて代打者を使ってもよい。その代打者は以後指名打者となる。退いた指名打者は、再び試合に出場できない。
- ⑤ 指名打者が守備についてもよいが、自分の番のところで打撃を続けなければならない。投手は退いた守備者の打撃順を受け継ぐ。ただし、2人以上の交代が行なわれたときは、監督が打撃順を指名しなければならない。
- ⑥ 指名打者に代えて代走者を使ってもよい。その代走者は以後指名打者となる。指名打者が代走者になることはできない。ただし、臨時代走者になることはできる。
- ⑦ 指名打者は、打順表の中でその番が固定されており、多様な交代によって打撃の順番を変えることはできない。

(2) 指名打者の役割が消滅する場合は、次のとおりである。5.11 (a)

- ① 投手が他の守備位置についた場合。
- ② 代打者または代走者が試合に出場し、そのまま投手となった場合。
- ③ 投手が指名打者の代打者または代走者になった場合。
- ④ 打順表に10人のプレーヤーを記載したが、指名打者が特定されておらず、試合開始後にその誤りが球審に指摘され、投手が打撃順に入った場合は、投手が置きかわったプレーヤーは交代したとみなされ、試合から除き、それ以後指名打者の役割は消滅する。
- ⑤ 指名打者が守備位置についた場合。
- ⑥ 他の守備位置についていたプレーヤーが投手になった場合。

【※以下は、学童・少年の大会においては採用しない。】

(3) 二刀流選手の規定は、次のとおりである。5.11 (b)

- ① チームは、先発投手を指名打者に指名することができる。(このプレーヤーを、以下「二刀流選手」という。)
- ② 先発投手、指名打者として両方で試合に出場する場合は、別々の選手として扱う。
- ③ 監督は、打順表に10人のプレーヤーを記載し、一つは先発投手として、もう一つは指名打者として2度、同じ名前を記載する。
- ④ 二刀流選手は投手を退いても、指名打者としては出場し続けることはできるが、再び投手として出場することはできない。
- ⑤ 二刀流選手は指名打者を退いても、投手として出場し続けることはできるが、再び打者として打席に立つことはできない。
- ⑥ 二刀流選手が両方同時に交代する場合には、他の二刀流選手との交代は認められない。
- ⑦ 二刀流選手の規定を採用するかは、最初の打順表で記載するときのみできる。
- ⑧ 二刀流選手が投手として降板し、投手以外の守備位置に移った場合には、それ以後指名打者の役割は消滅する。